横浜市立上飯田小学校

いじめ防止基本方針

～すべての児童が安全安心な学校生活を送れるように～

平成２６年１月３１日　策定
令和　５年３月３１日　改訂

（１）　いじめ防止に向けた学校の考え方

（２）　「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（３）　いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（４）　重大事態への対処

（５）　いじめ防止対策の点検・見直し

（１）　いじめ防止に向けた学校の考え方

①「いじめ」の定義

法令２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

●いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
●いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
●子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
●子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

☆上飯田小学校いじめ防止基本方針策定の目的

上飯田小学校では上記の考え方のもと、全ての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係で済む児童はいない。」という基本認識をもち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「上飯田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の４つのポイントをあげる。

○　いじめを未然防止するため、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
○　いじめの早期発見のためのいじめを許さない・見過ごさない雰囲気作りに努める。
○　いじめの早期解決のために、組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。
○　当該児童の安全を保証するとともに、学校内に限らず各種団体や専門家と協力して対応していけるよう、相談体制・指導体制の充実を図る。

（２）　「学校いじめ防止対策委員会」の設置

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みをする。

①委員会の構成員

●いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、児童指導・特別支援委員会を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なおメンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
●いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

②委員会の運営

●「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月１回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
●校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

《学校いじめ防止対策委員会組織》

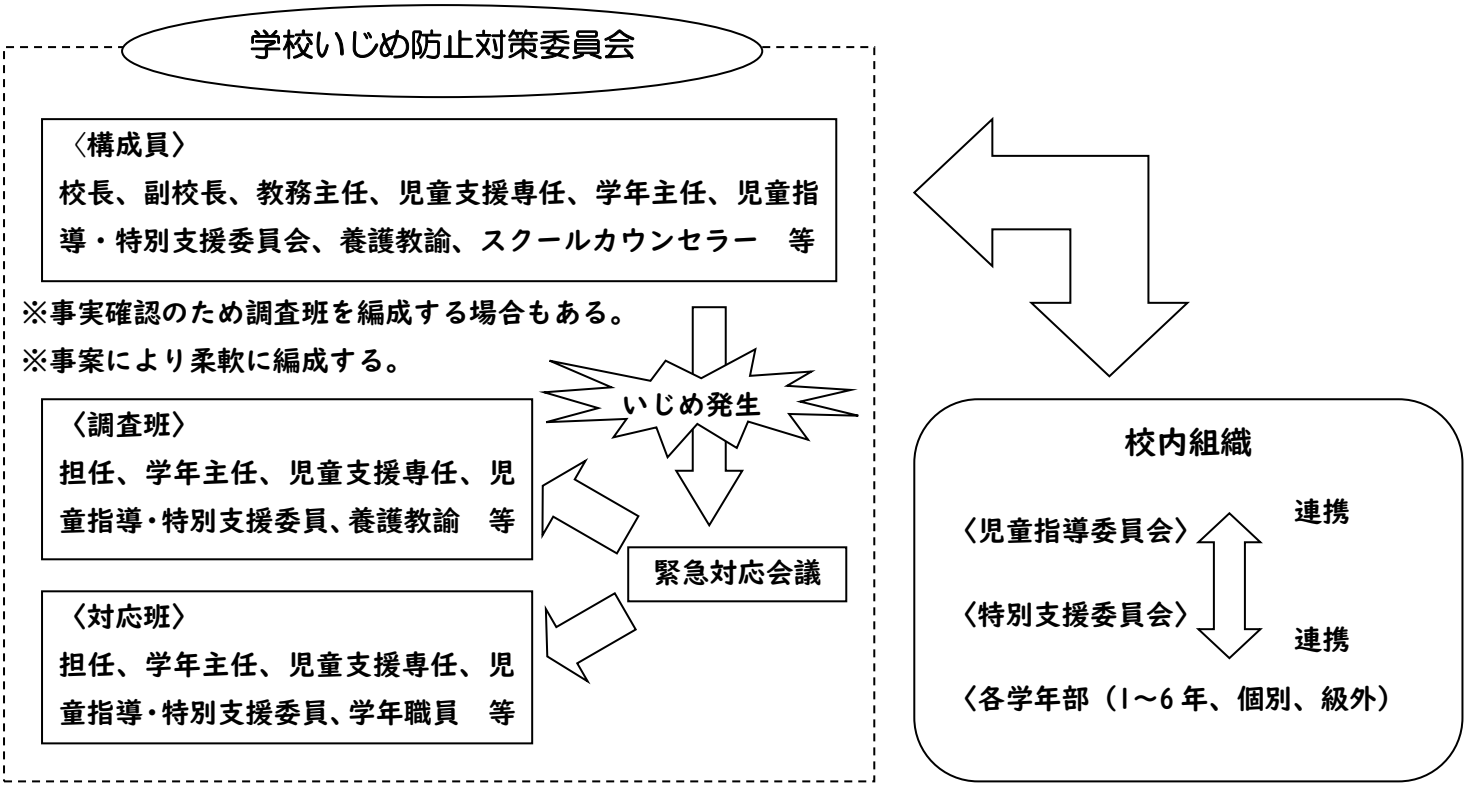

③委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割をになうもので、具体的な活動内容は主に以下の通りである。

●未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報の窓口の設置

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

（３）　いじめ未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

②いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

③いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

◇いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ●「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ●いじめられた児童を徹底して守る。
- ●見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握

- ●当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ●個々に聞き取りを行う。
- ●関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ●一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

指導体制・方針決定

- ●指導のねらいを明確にする。
- ●すべての教職員の共通理解を図る。
- ●対応する教職員の役割分担を考える。
- ●教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- ●いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ●いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いをよせる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

今後の対応

- ●継続的に指導や支援を行う。
- ●カウンセラー等の活用も含めた心のケアに当たる。
- ●心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携

- ●直接会って、具体的な対策を話す。
- ●協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

◇いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取り組み)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、いじめ防止対策委会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

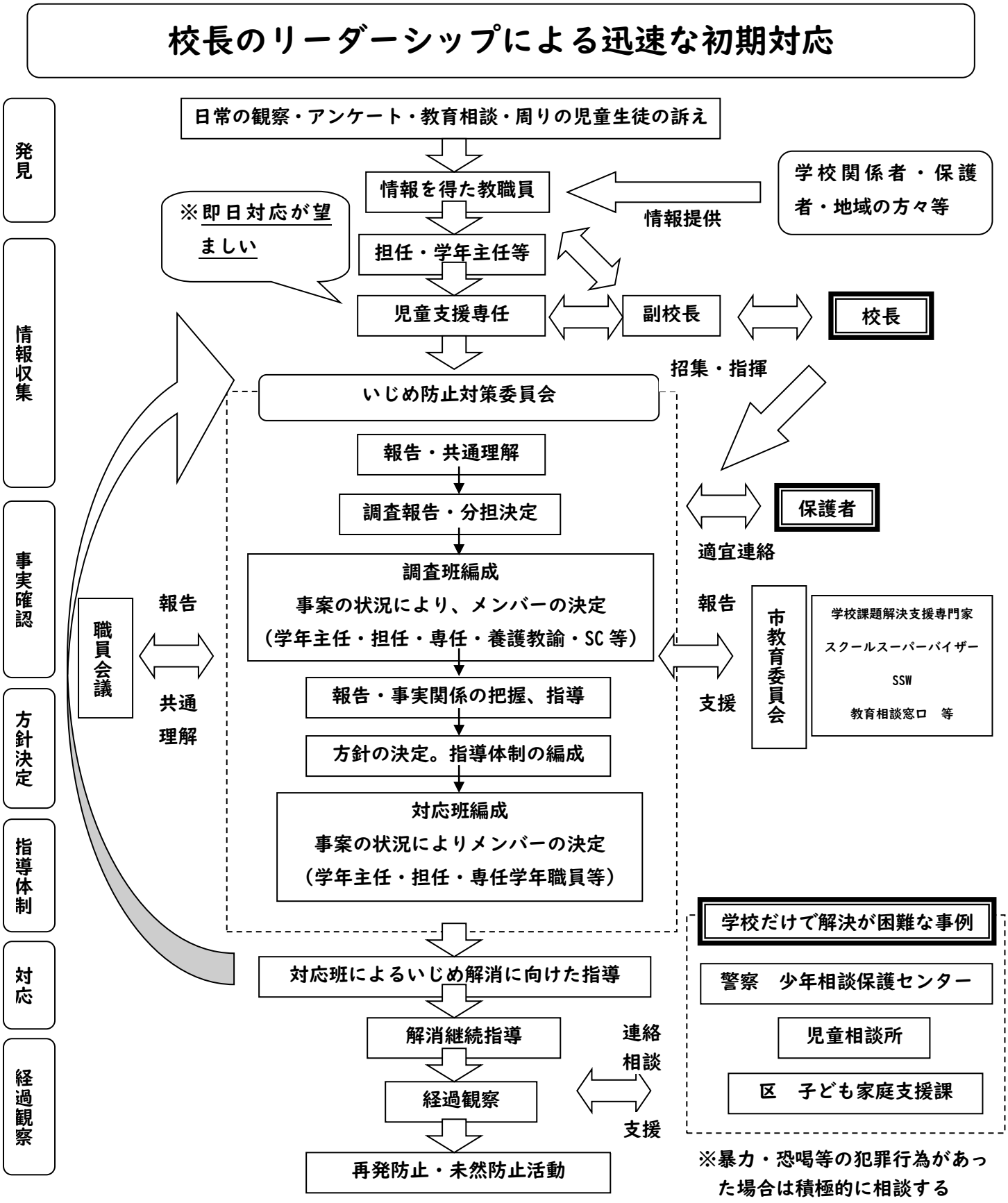

◇ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルにする指導力の向上に努める必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

<未然防止・早期対応に向けて>

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

【情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント】

●発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
●匿名でも書き込みをした人は、特定できること
●違法情報や有害情報が含まれていること
●書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害など別の犯罪につながる可能性があること

④いじめの解消

【いじめ解消の要件】

少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある

●いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること
●いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

【いじめ解消に至るまでの支援及び継続した指導】

●いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして定期的にかかわり、自信を取り戻させる。
●いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
●いじめが解決したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
●教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
●いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

⑤教職員への研修

本校においては、「いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要であると考える。

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内での初任者研や各年次研修、メンター研修が円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

⑥学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

⑦取組の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

《いじめ防止等の取組の年間計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	事案発生時、緊急対応会議の開催					
	学校説明会等による保護者周知・啓発 いじめ防止対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等	児童理解情報交換（通年） いじめ防止対策委員会（通年・月１回以上定期開催） ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）		職員研修会		
担任	学級の実態把握（学級経営案）	支援・指導プランの決定、取り組み				
防止対策	いじめ実態把握調査（通年）	学級・学年づくり　人間関係づくり（Y-P アセスメントシート）（社会的スキル横浜プログラム）支援検討会				夏季休業明け不登校支援
早期発見	専任・養護教諭・担任情報交換・連携（通年）		横浜子ども会議（上飯田中ブロック）⇒泉区 （場合によっては教育相談へ）			

	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
職員会議等	事案発生時、緊急対応会議の開催					
	いじめ防止対策委員会 ・情報共有 ・後期の計画		いじめ防止啓発月間 いじめ解決一斉キャンペーン		まち懇・学校説明会等地域への発信	いじめ防止対策委員会 ・まとめ ・課題検討
担任	経営案修正		人権週間	いじめアンケート分析		次年度へ
防止対策	学級・学年づくり　人間関係づくり（Y-P アセスメントシート）（社会的スキル横浜プログラム）支援検討会		人権週間 横浜子ども会議（上飯田中ブロック）			
早期発見		保護者面談（場合によっては教育相談へ）				教育相談 次年度へつなげる

（４）　重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第２８条第１項においては、いじめの重大定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第２号）とされている。

【重大事態の報告】

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合（疑いを含む）には、直ちに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

【事実関係を明確にするための調査の実施】

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

●いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

●いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の入院や死亡などにより、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を＋分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

（５）　いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。